

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の改正について（案）

改正箇所

- ・所掌事務と検討会を追加する。

1. 所掌事務の追加について

【現在】

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) その他高齢者計画に必要なこと。



【変更案】

上記(1)～(8)に、下記(9)を追加する。

(9) 介護保険法 第115条の48第2項に規定する会議（地域ケア会議） ※別添1

| | |
|------|--|
| 目的 | 市町村レベルでの地域課題を検討するため |
| 設置期間 | 平成27年9月～ |
| 構成 | 推進懇話会 14人の委員 ※必要に応じ、関係する職員・関係者に対し会議の出席を求める。(設置要綱第7条第4項に基づき) |
| 開催回数 | 年1～2回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 開催時 |

2. 検討会について

【現在】

- (1) 高齢者福祉検討会
 (2) 介護保険検討会
 (3) 事業者選考会



【変更案】

上記(1)～(3)に、下記(4)を追加する。

(4) 認知症対策検討会

【認知症対策検討会の概要】

| | |
|------|--|
| 目 的 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市高齢者福祉・介護計画の重点施策である「認知症総合支援」の検討・進捗管理・評価等 ・認知症初期集中支援チームに関する事項の検討 |
| 設置期間 | 平成27年9月～ |
| 構 成 | <ul style="list-style-type: none"> ① 医師会・薬剤師会・歯科医師会・施設・ケアマネ等の関係団体からの推薦 ② 認知症サポート医、認知症疾患医療センター ③ 認知症ケアの専門資格を有する者(看護師等) ④ 認知症地域支援推進員又は千葉県認知症コーディネーター養成研修の修了者等 14～15人 |
| 開催回数 | 年3～6回 |